

住宅ローン控除の確定申告の流れと 賢く家計を見直すセミナー

———— 2021年版 ————

主催：

資料提供会社：SOMPOひまわり生命保険株式会社

制作・監修：株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

K01118-0200（使用期限：2022年9月30日）



はじめに：セミナーの内容

- **第1部** 将来のライフイベントと必要なお金について (P.2~7)
- **第2部** 家計見直しのポイント (P.8~25)
- **第3部** 住宅ローン控除を受けるための流れについて (P.26~63)

※お客さまへの「税務代理」「税務書類作成」「税務相談」は税理士法第52条の規定により、行うことができませんので予めご了承ください。



第1部 将来のライフイベントと必要なお金について

1. 今、日本で何が起きている？

以前の日本 1960年～1990年（高度経済成長期～バブル期）

●国や企業が生活を守ってくれた

勉強⇒就職⇒結婚⇒住宅購入⇒定年退職⇒幸せな老後…



今の日本

●「長生きするリスク」が切実に

平均寿命 男性：81.64年、女性：87.74年 出典：厚生労働省「令和2年簡易生命表」

日本では「2007年に生まれた子どもの半数が”107歳”より長く生きる」推計

出典：厚生労働省「人生100年時代構想会議中間報告 平成29年12月」

●国や企業は生活を守ってくれない

公的年金への不安、医療費負担増、終身雇用の崩壊

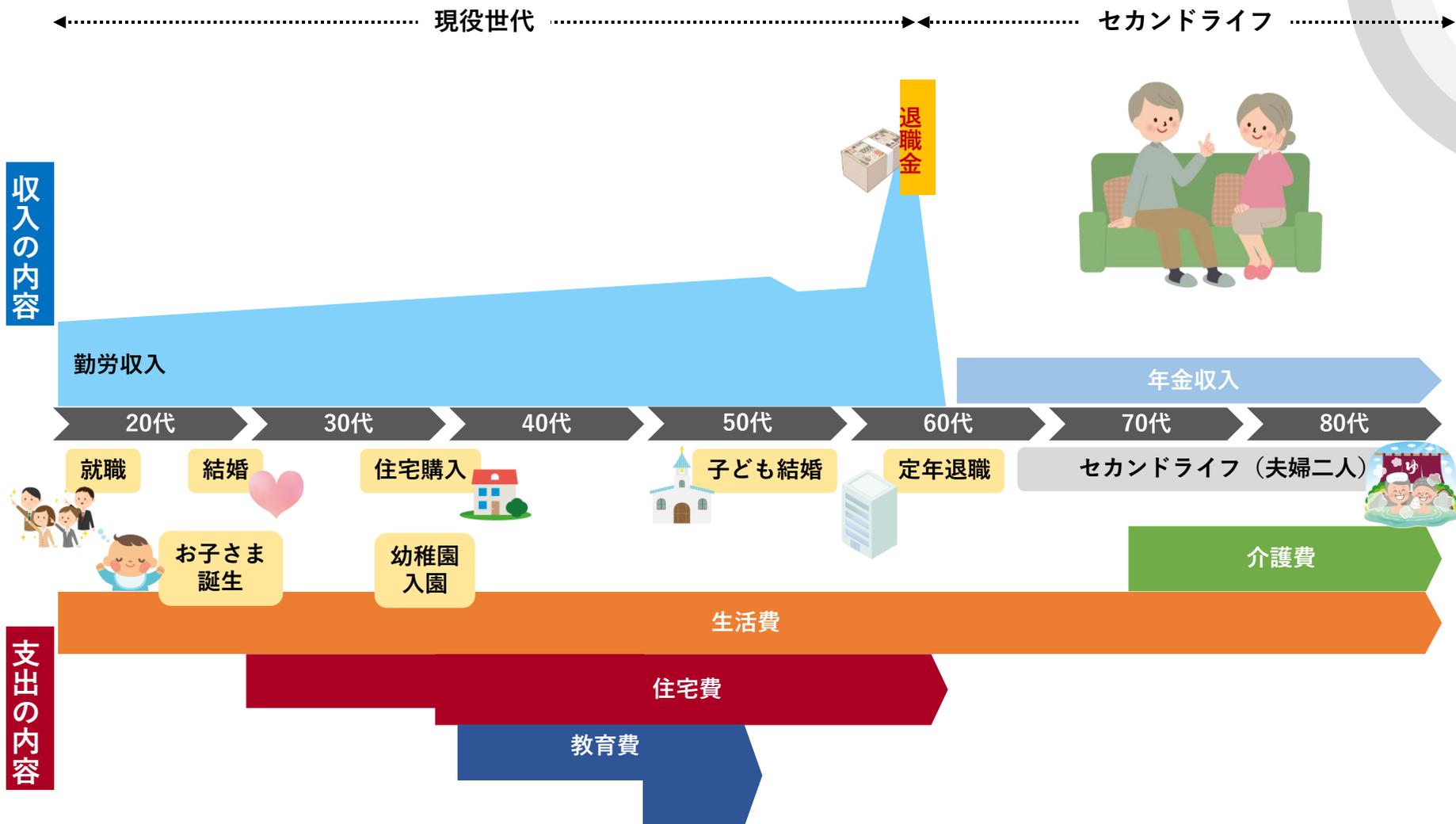
●約半分の仕事がロボット・AIに代替される可能性がある

「10年～20年後には日本の仕事の49%が代替される」という見方もある。

出典：総務省「平成30年版 情報通信白書」

2. 年代別ライフイベントとかかるお金

- 会社員世帯のイメージ



3. ライフイベント別の支出① 子どもの教育費

- 親として子どもに残せる最大の財産。お子さまの将来の夢のために。

すべて公立の場合
(大学は国立)

約**993**万円

すべて私立の場合

約**2,555**万円

(注) 幼稚園～高校は1年当たりの平均教育費、および大学については自宅通学生の場合の1年当たりの平均教育費を合計した金額。



年間の平均教育費

幼稚園	公立	約 22 万円	高校 (全日制)	公立	約 46 万円
	私立	約 53 万円		私立	約 97 万円
小学校	公立	約 32 万円	大学	国立自宅	約 112 万円
	私立	約 160 万円		国立下宿	約 177 万円
中学校	公立	約 49 万円		私立自宅	約 181 万円
	私立	約 141 万円		私立下宿	約 250 万円

【教育費に含まれるお金】

幼稚園～高校：学校教育費、学校給食費、学校外活動費
大学：学費、生活費

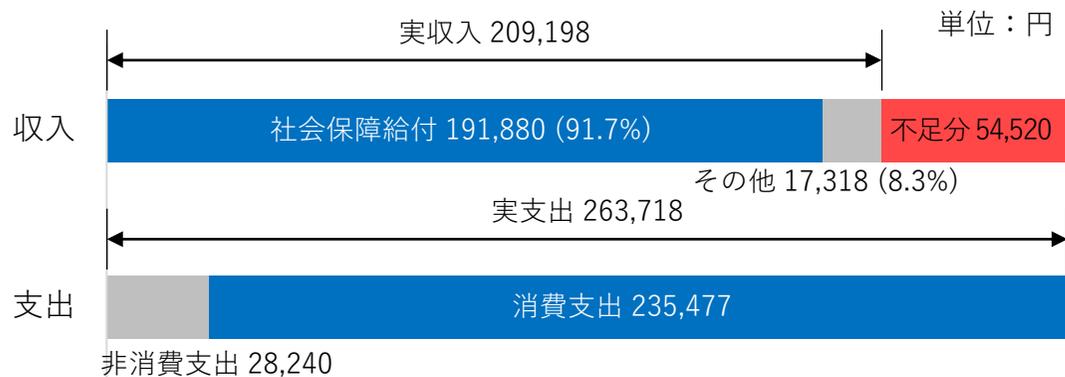
出典：文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査」、(独)日本学生支援機構「平成30年度 学生生活調査結果」(大学昼間部)をもとに試算

3. ライフイベント別の支出② 老後生活資金

人生100年時代の老後生活資金

※金融庁 金融審議会 ワーキング・グループ（第21回）

< 高齢夫婦無職世帯における収入と支出 >



< 60歳の平均余命 >



出典：厚生労働省「平成30年簡易生命表」

(注) ①高齢夫婦無職世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみで無職の世帯

② () は実収入に対する割合

出典：総務省「平成29年 家計調査年報 家計収支編」

長生き時代の資金準備の必要性

実収入 209,198円

実支出 263,718円

毎月約5.5万円の赤字

仮に老後30年間生活すると・・・

5.5万円 × 12か月 × 30年間 = 1,980万円

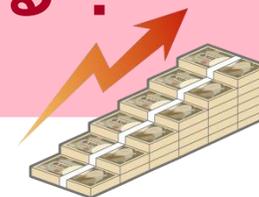
約2,000万円不足

4. お金に関して今からできることは？

夫婦で働く？



資産を
運用する？



日々の支出を
見直す？



税金の還付を
受ける？





第2部 家計見直しのポイント

1. 家計の見直しの考え方とは？

「守り」と「攻め」をバランスよく！

ライフイベント
ライフスタイル
キャリアの実現

夢の実現



不安への備え

将来の生活への不安
もしもの場合の不安

お金のバランスがとれてこそ
オリジナルな人生が可能になる！



2. キャッシュフロー改善には

家計の見直しにおいて、キャッシュフローの改善には

①収入を増やす

- ◎働く
(夫婦共働き・定年後(65歳以降))
- ◎資産運用を行う
(NISA制度の活用など)
- ◎税金の還付を受ける
(住宅ローン控除・医療費控除・生命保険料控除など)

+

②支出を減らす

- ◎家計を見直す
→ 家計を見直すポイントとは!?



3. 先取り貯蓄で確実に貯める

先取り貯蓄とは？

毎月、自動積立で貯蓄し、残ったお金で生活する。
収入から先に将来のための貯蓄を取り分ける。

✗ 収入 - 支出 = 将来への備え

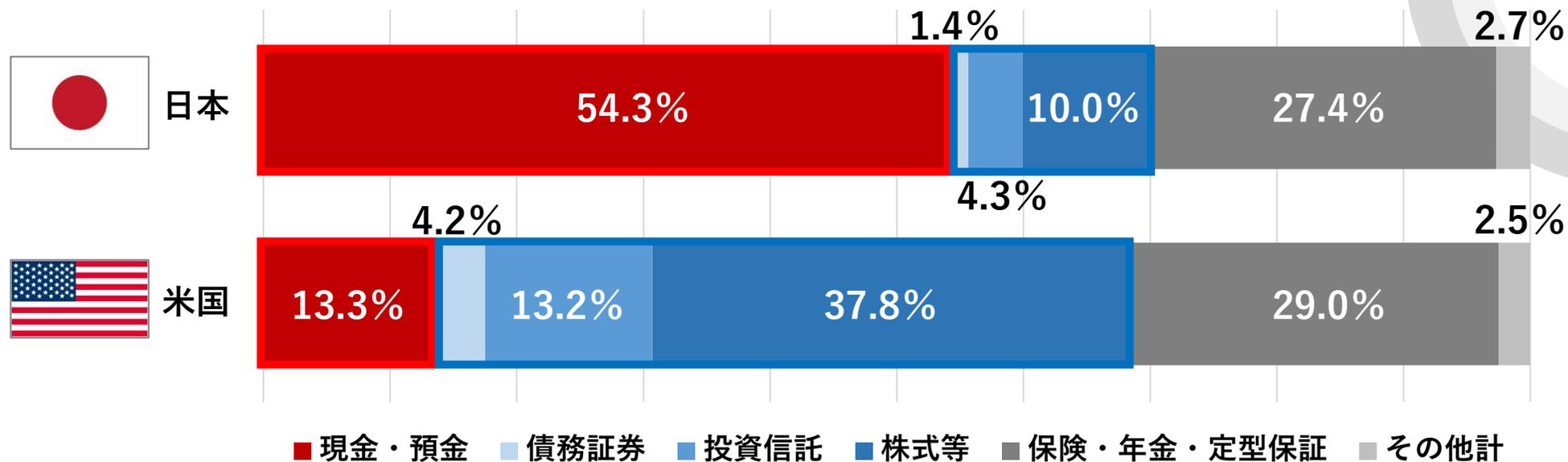
◎ 収入 - 将来への備え = 支出



強制的に貯蓄できる仕組み・商品を活用しよう！

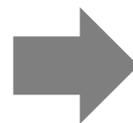
4. 日本人は投資をどれくらいしている？

家計の金融資産構成



現金・預金の割合
 日本：54.3%
 米国：13.3%

金融資産の割合
 日本：15.7%
 米国：55.2%

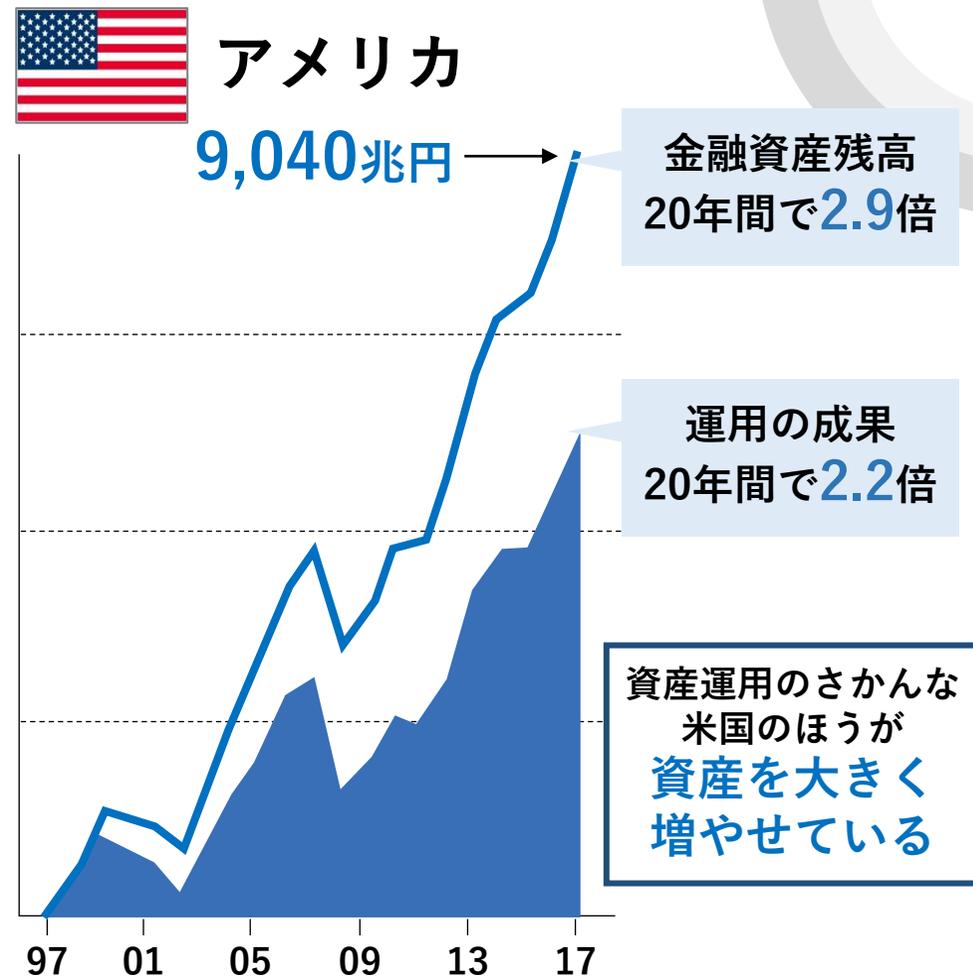
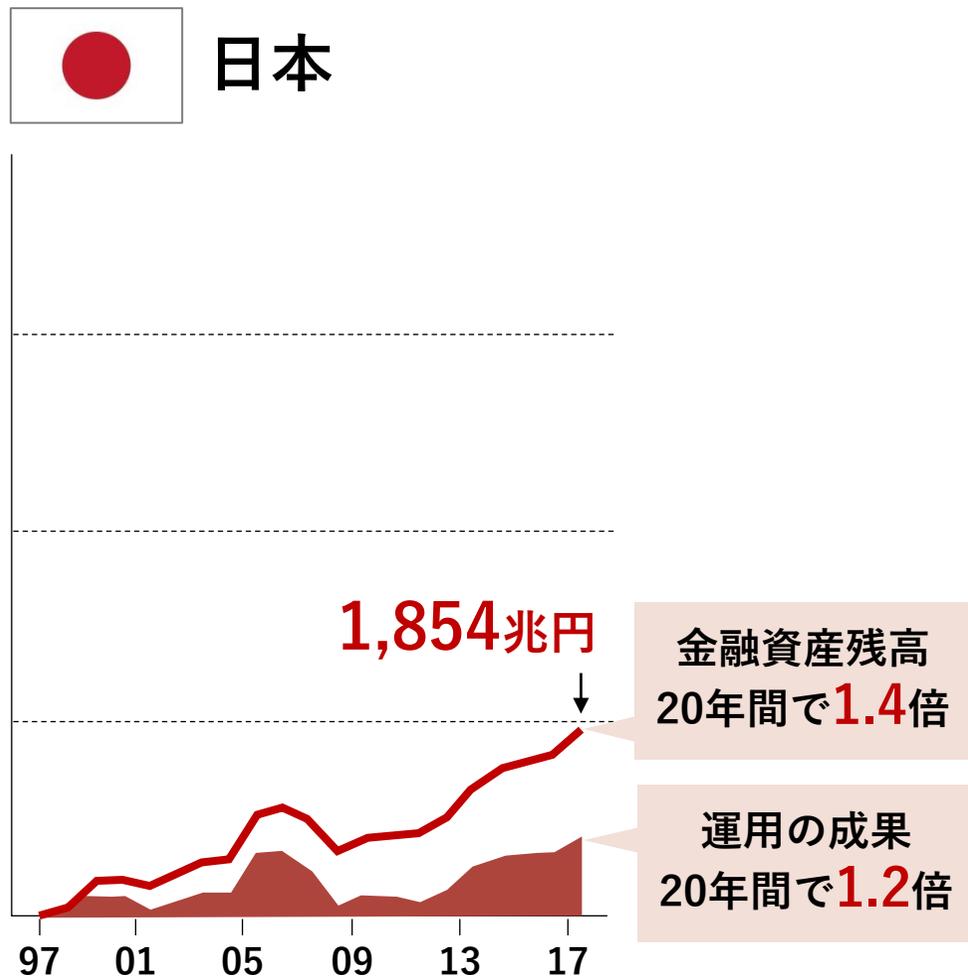


日本と米国では
 現金・預金の割合と
 金融資産の割合が
正反対

(注) 上記グラフの数値は端数処理により合計値が100.0%とならない場合があります。
 出典：日本銀行調査統計局「資金循環の日米欧比較（2021年8月20日）」

5. お金をどこに置くかで増え方が大きく変わる

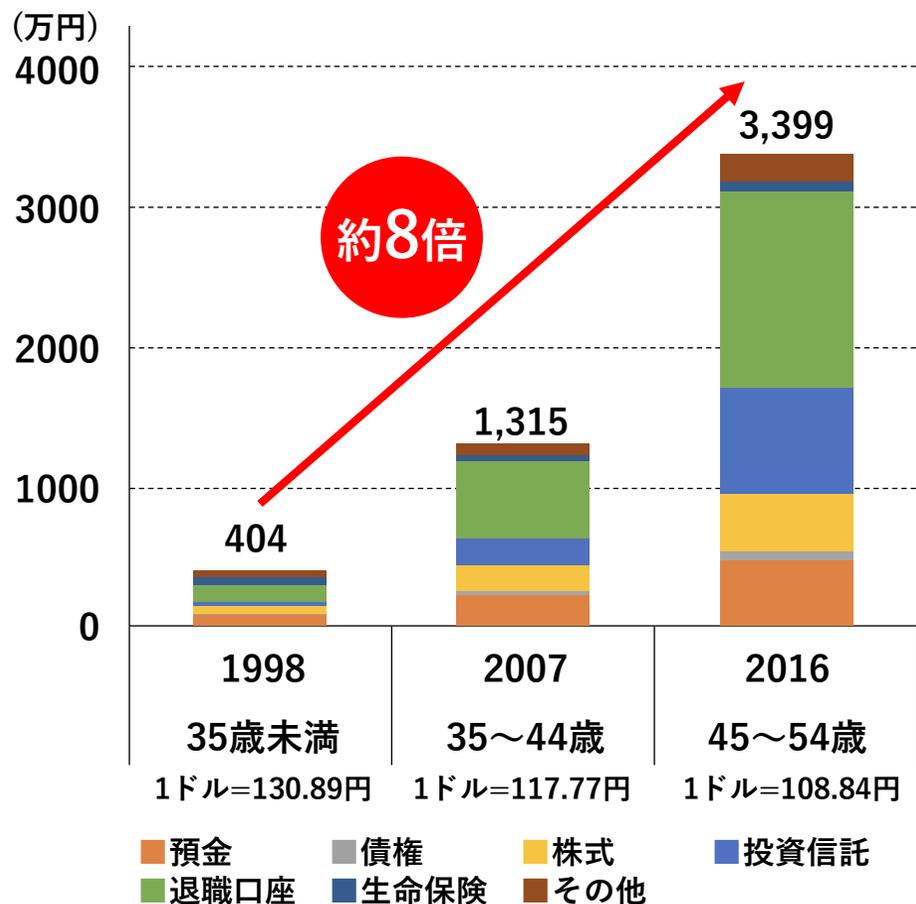
日米の20年間の金融資産の推移



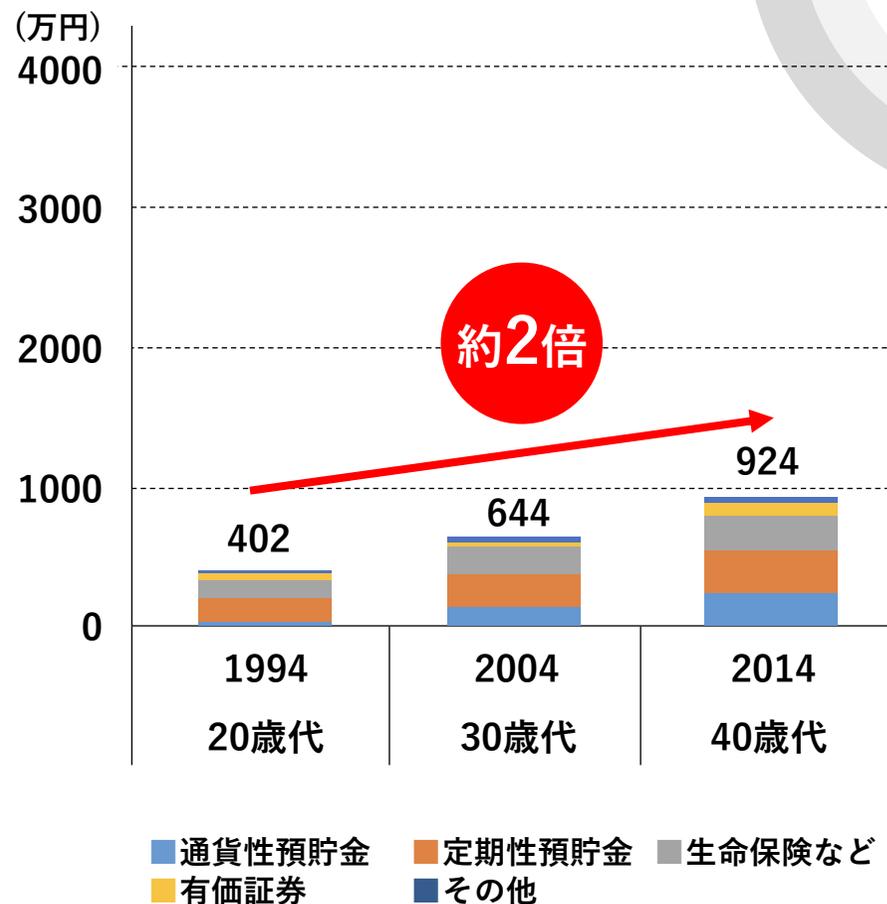
出典：金融庁「つみたてNISA 100万口座突破！（平成31年2月）をもとに作成

6. 日米における金融資産額の推移

米国における金融資産額の推移

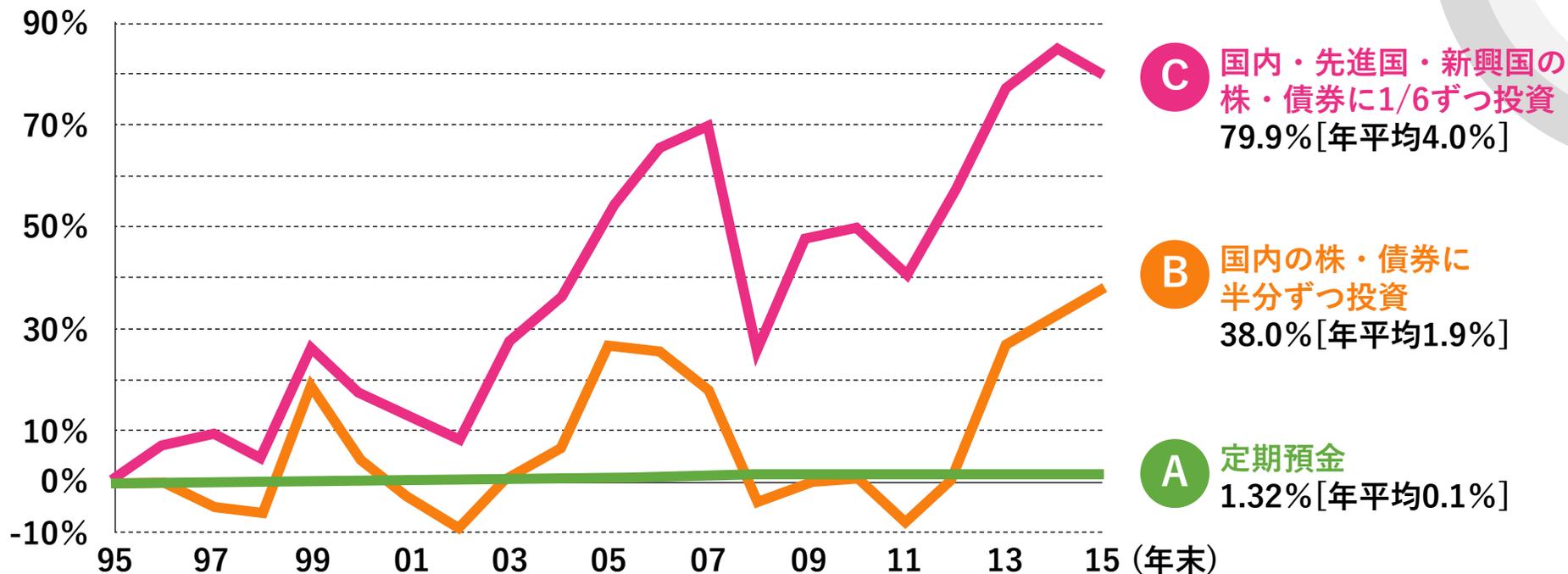


日本における金融資産額の推移



7. 積立・分散投資の効果

積立・分散投資の効果(実績)



(注)各計数は、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。
 株式は、各国の代表的な株価指数をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。
 債券は、各国の国債をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。
 上図は過去の実績であり、将来の投資成果を予測・保証するものではありません。

8. iDeCo・つみたてNISA（制度の概要）

	iDeCo	つみたてNISA
利用できる人	20歳以上60歳未満 【制度改正後】65歳未満	20歳以上
新規に投資できる期間	60歳になるまで 【制度改正後】65歳になるまで	2037年まで 【制度改正後】2042年まで
投資上限額	年14.4万円～81.6万円	年40万円
投資できる商品	投信、定期預金、保険	国が厳選した投信・ETF
投資方法	積立のみ	積立のみ
非課税期間	受け取り開始まで(60～70歳の間で選択) 【制度改正後】60～75歳	投資した年から20年間
税制	全額所得控除	運用益非課税
	受け取りが終了するまで運用益非課税	
	受け取り時に税控除あり	
資産の引き出し	60歳まで払い出せない	いつでも引き出せる
口座開設手数料 口座管理手数料	口座開設：2,829円 口座単位の管理：年2,052円～7,000円程度	無料
最低拠出額	月5,000円から	制限なし

9. 支出を減らすポイント



家計を見直す際は「**現状の把握**」が重要です。



家計を見直す際は「**固定費***」を見直すと継続しやすく効果的です。

*「固定費」とは、毎月決まって出ていくお金です。



家計を見直す際は「**金額の大きい順**」に見直すと効果的です。

10. 支出の見直しに優先順位をつける



見直しの優先順位は人それぞれであり、上記はあくまでも目安と例です。

1 1. 家計費見直しの例

住宅費

- 将来的には、繰上げ返済なども検討していく。

通信費

- スマホ等の料金プランをまめに見直す。
- インターネットと携帯電話を一本化する。
- 格安スマホに変更する。
- 固定電話を解約する。

保険

- 2～3年に1度は見直し、必要以上に加入していないかチェック。
- 一括して管理し家族内で重複加入がないかチェック。
- 生損保ともに月払いより年払いがお得。

その他

- 電気とガスの契約を一本化。
- ジェネリック医薬品の活用。

12. 固定費見直しの例

長期的には大きな金額の節約になります！

Before		
固定費	住宅	103,000円
	水道光熱費	19,000円
	教養・教育	18,000円
	通信費	36,000円
	交通費	9,000円
	自動車	25,000円
	生命保険	32,000円



After			
固定費	住宅	103,000円	
	水道光熱費	17,000円	△ 2,000円
	教養・教育	18,000円	
	通信費	30,000円	△ 6,000円
	交通費	9,000円	
	自動車	20,000円	△ 5,000円
	生命保険	20,000円	△ 12,000円

合計で、月**25,000円**の節約に

年間で、**30万円**、

30年間で、**900万円**の節約

13. 団体信用生命保険とは？

団体信用生命保険

住宅ローンの利用者（被保険者）が死亡または高度障害状態となった場合に、**残りの住宅ローンを返済するための保険**



※ 多くの場合、民間の金融機関では**団体信用生命保険の加入が住宅ローン利用の条件**となっています。

世帯主に万が一のことがあった場合には・・・？

住宅ローンの
残債

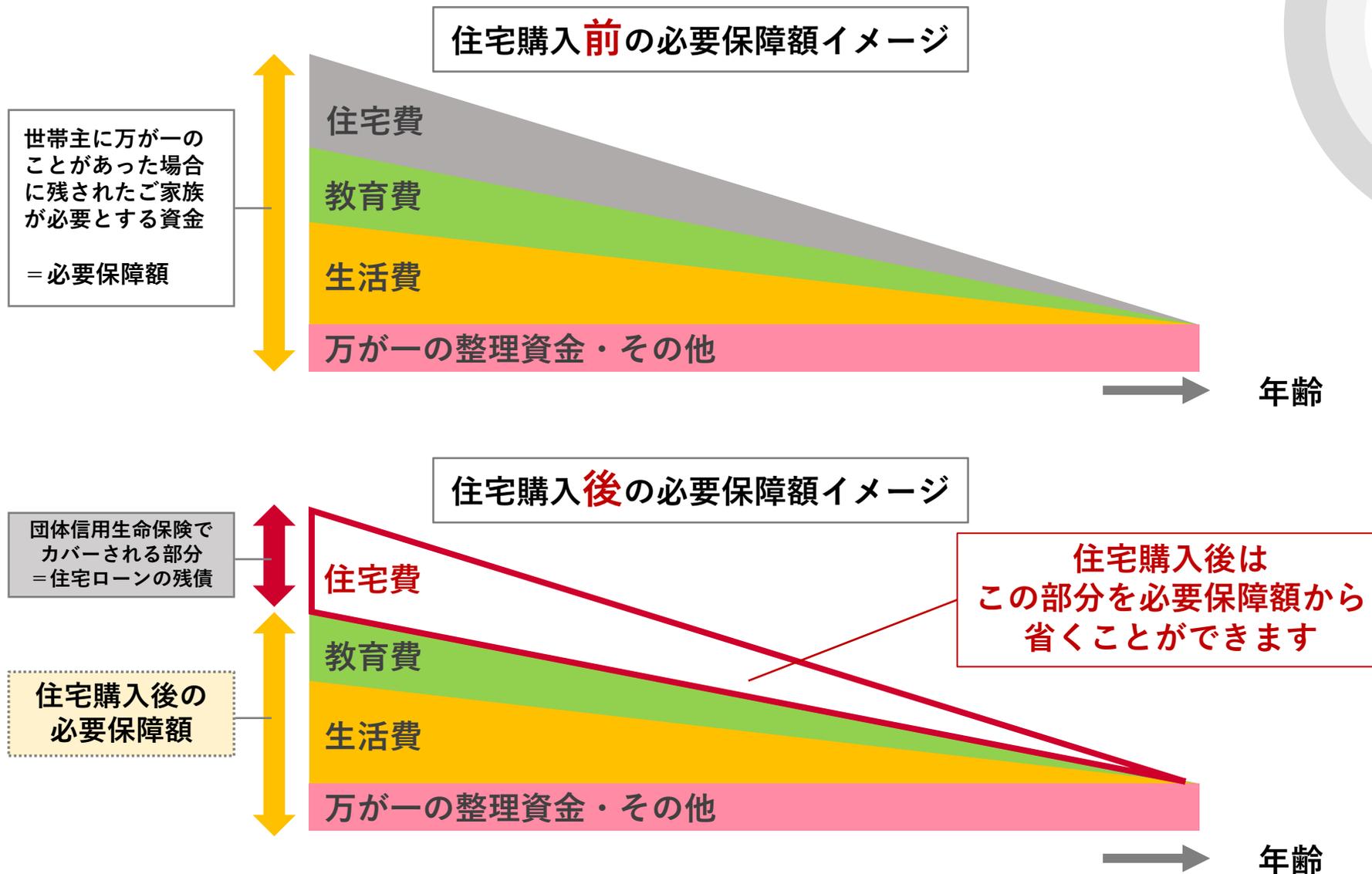
—

団体信用
生命保険

=

以後の
返済は不要

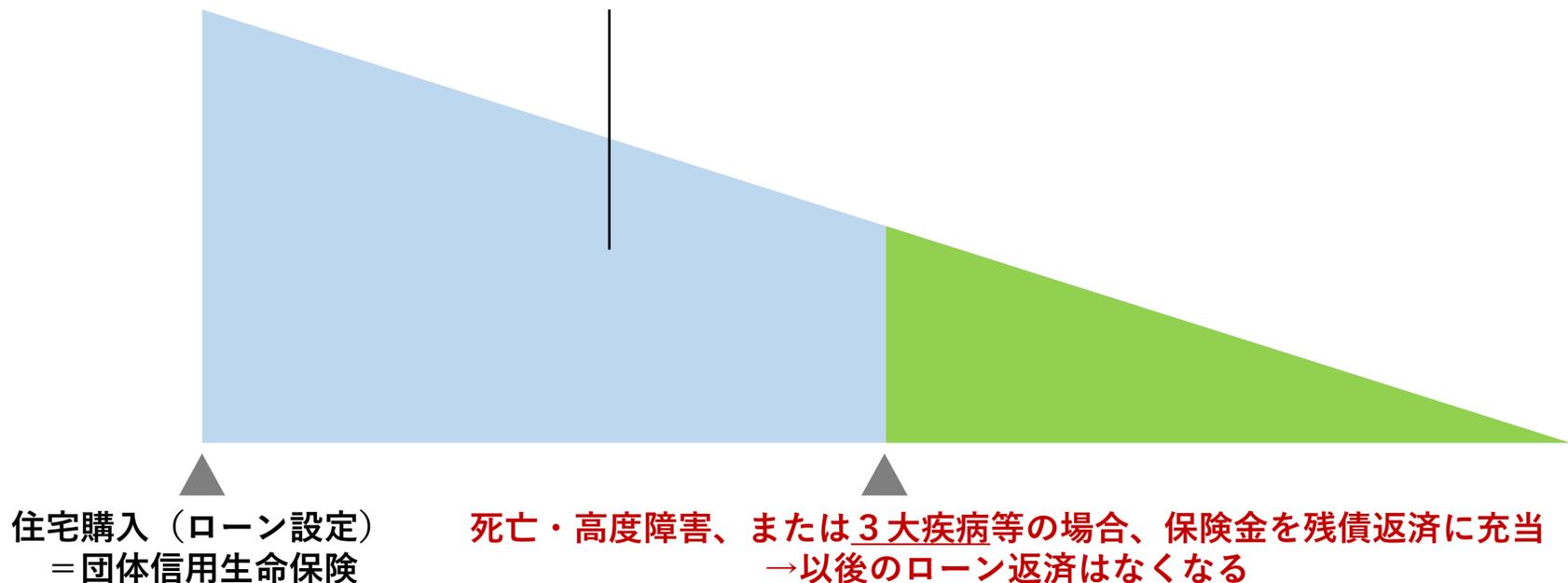
14. 団体信用生命保険の保障範囲 (1)



15. 団体信用生命保険の保障範囲 (2)

- 最新の団体信用生命保険の機能 = 「3大疾病団体信用生命保険」等
[従来の死亡・高度障害の場合に加え、3大疾病罹患の場合も対象]

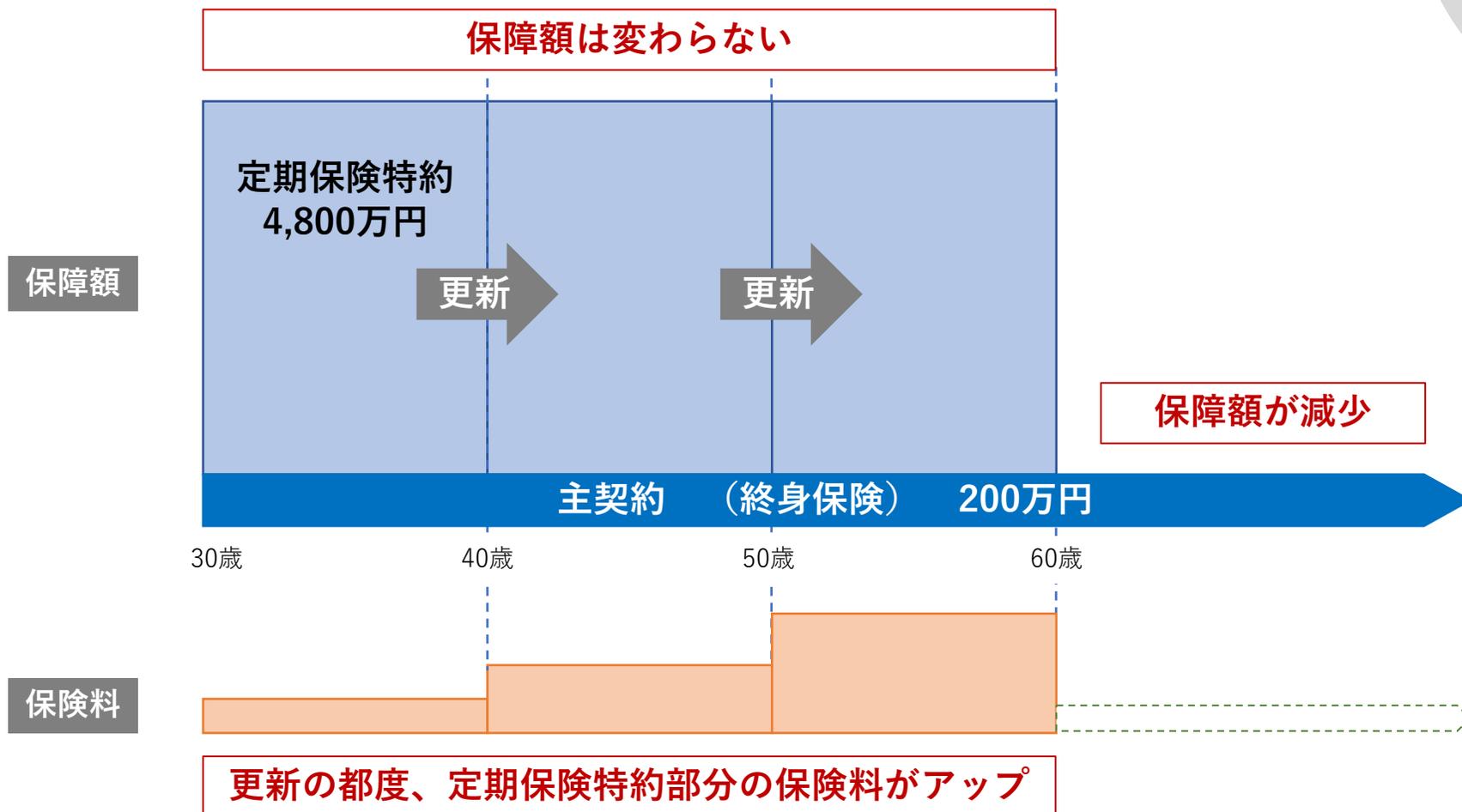
住宅ローン残債額 = 団体信用生命保険の保険金額



「がん」などの3大疾病等も団体信用生命保険の保障対象となるタイプを選択する方が増えてきたため、個人で加入している生命保険を住宅ローン返済に充てる必要性が低下
⇒ 住宅ローン設定のタイミングで、保障を見直ししやすくなりました。

16. 一般的な生命保険の加入例

- [事例] 保険料払込期間／30～60歳（30年間）
保険金額／定期保険特約：4,800万円、主契約（終身保険）：200万円
契約年齢：30歳 定期保険特約期間は10年間で、以降60歳まで自動更新する



17. お近くの金融機関のマネー相談を活用してみよう！

個別マネー相談でお手伝いできること

- 将来のリスクに備えておきたい！
- 資産運用をはじめたい！
- 将来、お金が足りるか心配…
- 現状の問題点が何なのかもわからない



マネー相談で解決！

将来の生活への漠然とした不安から解放され、
目の前の生活を楽しめるようになります！

「今、何をすればいいのか」という
スモールステップが明確になります！



第3部 住宅ローン控除を受けるための流れについて

1. 確定申告とは？

<p>確定申告とは</p>	<p>納税者がその年1年間の所得金額とそれに対する所得税額を計算し、税務署に確定申告書を提出して、源泉徴収税額などの過不足を精算するための手続き</p>
<p>申告時期</p>	<p>翌年2月16日から3月15日までの1か月間 ※ 申告期限が休日などにあたる場合は翌営業日迄 2021年分の所得の申告期間：2022年2月16日（水）～3月15日（火）</p>
<p>申告が必要な人 （給与所得者の場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除など還付申告を行う場合 給与の収入金額が2,000万円を超える場合 給与を1か所から受け、<u>給与所得や退職所得以外</u>の各種の所得金額（不動産の貸付け、原稿料など）の合計額が20万円を超える場合 給与を2か所以上から受け、<u>主たる給与以外の給与等と給与所得や退職所得以外</u>の各種の所得金額の合計額が20万円を超える場合 など
<p>確定申告によって 反映する主な控除</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療費控除 雑損控除 寄附金控除 住宅ローン控除（給与所得者は次年度以降は年末調整で反映）
<p>確定申告による 還付金の受取り</p>	<ul style="list-style-type: none"> 還付申告だけであれば確定申告期間前でも受付可 e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理（国税庁HPによる）

2. 確定申告が必要な控除（主なもの）

項目	内容	控除額
医療費控除 (所得控除)	本人または生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費が一定額を超える場合	(実際に支払った医療費の合計額 －保険金などで補填される金額)－10万円(*) (*) その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額
雑損控除 (所得控除)	本人または生計を一にする配偶者やその他の親族が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合	①と②のいずれか多い額 ① (差引損失額)－(総所得金額等)×10% ② (差引損失額のうち災害関連支出の金額)－5万円
寄附金控除 (所得控除)	国や地方公共団体、特定公益増進法人などに寄附をした場合(特定寄附金)	(①と②のいずれか小さい額)－2,000円 ①その年に支出した特定寄附金の額の合計額 ②その年の総所得金額等の40%相当額
住宅ローン控除 (税額控除)	住宅ローンを組んでマイホームの建築、購入(新築・中古)、リフォームをして入居した場合 ※ 給与所得者の場合、確定申告が必要なのは初年度のみで、次年度以降は年末調整で反映	P.30 「4. 住宅ローン控除の控除額(概要)」参照

3. 「住宅ローン控除」って何？

正式名称：住宅借入金等特別控除

この控除を適用すると…

所得税額から「年末の住宅ローン残高×1%」相当額を控除できます

※控除額の上限については「4. 住宅ローン控除の控除額（概要）」参照

事例

年末の住宅ローン残高＝2,000万円の年の住宅ローン控除の額

$$2,000\text{万円} \times 1\% = 20\text{万円}$$



確定申告や年末調整により、所得税が還付されます
(住民税が還付の場合もあり)

4. 住宅ローン控除の控除額（概要）

- 各年の住宅ローン控除額は、その年の年末のローン残高の1%相当額（上限あり）です。

居住の用に供した年が2014年4月1日～2022年12月31日の場合の控除額

控除期間	各年の控除額			
	一般住宅		認定長期優良住宅等 ^(*)	
10年間	各年末ローン残高等 × 1%	限度額	各年末ローン残高等 × 1%	限度額
		40万円		50万円

居住の用に供した年が2019年10月1日～2022年12月31日の場合の控除額の 特例

控除期間を13年間とし、11～13年目の各年の控除額は以下のとおりです。

控除期間	各年の控除額（一般住宅・認定長期優良住宅等共通）
11年目～ 13年目	各年において、①、②のうちのいずれか少ない方の金額 ① 建物購入価格の2% × 1/3 ② 各年末ローン残高等 × 1%

(*) 認定長期優良住宅等とは、住宅を良い状態で長持ちさせるために決められた基準で設計・申請し、都道府県知事もしくは市区町村長に認定された住宅をいいます。

(注) 所得税から控除しきれなかった場合は、翌年度の住民税から残額の相当額を控除します。

（毎年の控除額上限：「所得税の課税総所得金額 × 7%」または136,500円のいずれか少ない額）

5. 住宅ローン控除の適用要件（概要）

- 住宅ローン控除には以下のような適用要件があります。

①居住期間	新築または取得の日から 6か月以内 に居住を開始し、適用を受ける各年の 12月31日まで 引き続いて住んでいること
②所得金額	控除を受ける対象年の合計所得金額が 3,000万円以下 （*1） （*1）ただし、家屋の床面積40㎡以上50㎡未満で適用の場合は、合計所得金額が1,000万円以下
③ローンの借入期間	マイホームの取得（新築・中古）のための借入期間が 10年以上
④家屋の床面積	新築または取得をした住宅の床面積が 50㎡以上 （*2）で、床面積の 2分の1以上 の部分が専ら自己の居住の用に供するものであること （*2）2021年1月1日から2022年12月31日までの間に自己の居住の用に供したのものについては床面積40㎡以上

6. 住宅ローン控除適用のために必要な手続き

- 住宅ローン控除適用のためには毎年手続きが必要ですが、会社員（給与所得者）と個人事業主（事業所得者）では取扱いが相違する場合があります。

適用年	必要な手続き
適用の初年	確定申告
次年以降	 会社員（給与所得者） → <u>年末調整</u>
	 個人事業主（事業所得者） → 確定申告

（注）住宅ローン控除を適用するには、適用の初年に確定申告が必要です。
（会社員＝給与所得者も初年は確定申告が必要）

7. 住宅ローン控除適用のための必要書類

- 住宅ローン控除適用のため確定申告書に添付が必要な主な書類は以下のとおりです。

添付書類	入手先	備考	
「マイナンバーカード」 + 「本人確認書類」	—	—	
住宅借入金等特別控除額の計算明細書	税務署	確定申告書と併せて提出	
源泉徴収票（会社員の場合）	勤務先	確定申告書と併せて提出	
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	金融機関	借入金の年末残高を確認するため	
家屋の売買契約書（写）または請負契約書（写）	不動産・施工会社	家屋の取得時期や売買代金または工事代金を確認するため	
敷地の売買契約書（写）	不動産会社	土地の取得時期や売買代金を確認するため	(*)
家屋の登記事項証明書	法務局 (出張所)	新築・取得の時期と床面積を確認するため	
敷地の登記事項証明書	法務局 (出張所)	敷地を取得した時期と面積を確認するため	(*)

(*) 敷地に係る借入金がある場合に必要

(注) 上記の他、「認定長期優良住宅等」の適用のためには以下の書類が必要となります（認定住宅の種類によりいずれかが必要）。

- ・家屋に係る長期優良住宅建築等計画の認定通知書（写）
- ・家屋に係る低炭素建築物新築等計画の認定通知書（写）
- または市区町村による低炭素建築物とみなされる特定建築物である証明書

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(1) 住宅ローンの年末残高の把握

～住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の確認～

- 「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」で、住宅借入金等の年末残高を確認します。

用紙見本

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書			
住宅取得資金の借入れ等をしている者	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町 ×-×-×	
	氏 名	住宅 太郎	
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等		
住宅借入金等の金額	年末残高	19,120,347 円	
	当初金額	2020年 1月 1日	20,000,000 円
償還期間又は賦払期間	2020年 1月からの 20年 1月間 2040年 1月まで		
居住用家屋の取得の対価等の額 又は増改築等に要した費用の額	円		
(摘要)			
<p>租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、 年 月 日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p>			

年末残高はこの金額

確定申告書に原本の添付が必要です

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(2) e-Taxによる確定申告とは

- 確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することで、確定申告書やその他の添付書類を作成し、e-Tax（電子申告）で提出できます（印刷して提出しても可）。

国税庁 確定申告書等作成コーナー ご利用ガイド よくある質問

作成コーナートップ

お知らせ 一覧

- 2021/03/02 [【事象対応のお知らせ】MacintoshのSafari14.0.3でe-Taxをご利用の方へ](#)
- 2021/02/19 [MacintoshのSafari14.0.3でe-Taxをご利用の方へ（ご注意）](#)
- 2021/02/03 [申告・納付期限の延長について](#)

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

NEW 作成開始 >

- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成

保存データを利用して作成 >

- 途中で保存したデータ（拡張子が【.data】）を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成

集計用ファイルのダウンロード

支払った医療費の内容や受け取った配当等の内容を表計算ソフトで入力することができます。

[医療費集計フォーム](#)

[配当集計フォーム](#)

メッセージボックスの確認

e-Taxの受付結果の確認や送信したデータのダウンロードができます。ご利用にはマイナンバーカードとICカードリーダライタが必要です（納税手続きなどの一部機能を除きます。）。

[確認する](#)

e-Taxの利用には、パソコンの利用環境の確認や「マイナンバーカード」の取得、「ICカードリーダライタ」を購入してセットアップするなどの事前の準備が必要です。

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

(3) 確定申告書作成の流れ（概略）

- 確定申告書の作成の手順（概要）は次のとおりです。

画面の分類	操作等の内容
1 作成前の確認	申告内容入力前に、申告する内容（所得や控除の種類など）の確認や提出方法の選択を行う
2 収入・所得金額の入力	所得の種類（給与所得、年金所得など）に則して所得の内容を入力
3 所得控除の入力	所得控除の内容を入力（医療費控除、寄附金控除など）
4 税額控除等の入力	税額控除の内容を入力（住宅ローン控除など）
5 計算結果の確認	入力内容に基づいて計算された税額等の確認
6 住所・氏名等の入力	住所・氏名等の内容とマイナンバーを入力
7 送信・印刷	「1 作成前の確認」で選択した提出方法に応じて送信または印刷を行う
8 確認・終了	作成後の確認事項の確認、終了

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(4) 適用を受ける控除を選択①

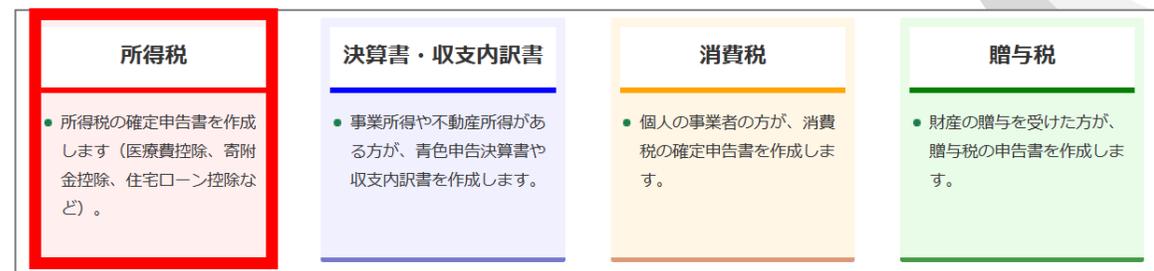
● 申告書の提出方法、申告年と申告内容を選択してから、作成開始ボタンをクリックします。

① 提出方法を選択



e-Taxによるデータ送信または印刷して税務署へ郵送・提出のいずれかを選択

② 申告年と申告内容を選択



確定申告対象年を選び申告内容を選択する。
住宅ローン控除の申告は「所得税」を選択

③ 作成開始ボタンをクリック



8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(4) 適用を受ける控除を選択②

- 必要書類の確認後に生年月日を入力し、申告内容に関する質問に回答します。

申告される方の生年月日

昭和 ▾ ▾ 年 ▾ 月 ▾ 日

入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

申告者本人の生年月日を入力

申告内容に関する質問

質問	回答
給与以外に申告する収入はありますか？	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
お持ちの源泉徴収票は1枚のみですか？	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>
勤務先で年末調整が済んでいますか？	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>

給与以外に申告する収入の有無、源泉徴収票が1枚かどうか、勤務先での年末調整の有無をそれぞれ選択肢にて入力

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(4) 適用を受ける控除を選択③

- 控除を受けるかどうかを選択します。

<p>以下のいずれかの控除を受けますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療費控除 ● 寄附金控除 ● 雑損控除 ● (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 ● 住宅耐震改修特別控除 ● 住宅特定改修特別税額控除 ● 認定住宅新築等特別税額控除 	<p><input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ</p>
<p>以下の控除の他に確定申告で追加する控除や年末調整の内容に変更はありますか？ 繰越損失額がある場合は「はい」を選択してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療費控除 ● 寄附金控除 ● 雑損控除 ● (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 ● 住宅耐震改修特別控除 ● 住宅特定改修特別税額控除 ● 認定住宅新築等特別税額控除 	<p><input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ</p>
<p>税務署から予定納税額の通知を受けていますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 予定納税についてはこちら</p>	<p><input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ</p>

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(5) 給与所得の入力

- 源泉徴収票を参照して必要な項目を入力します。

源泉徴収票の入力

令和2年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。

① 支払金額

6,000,000 円

② 給与所得控除後の金額

入力不要です。

円

③ 所得控除の額の合計額

2,391,260 円

④ 源泉徴収税額

2段で記載されている場合、下の段の金額

101,300 円

源泉徴収税額が2段で記載（内書き）[?]

2段で記載されている場合、上の段の金額

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(6) 住宅借入金等特別控除の入力①

- 「税額控除・その他の項目の入力」画面の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」の「入力する」をクリックします。

税額控除・その他の項目の入力			
税額控除		(単位：円)	
税額控除の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
配当控除			
投資税額等控除			
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 ?	入力する		?
政党等寄附金等特別控除 ?	入力する		?
住宅耐震改修特別控除 ?			?
住宅特定改修特別税額控除 ?	入力する		?
認定住宅 新築等特別税額控除 ?			?
災害減免額 ?	入力する		?
外国税額控除等			

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(6) 住宅借入金等特別控除の入力②

- 住宅の取得形態を選択します。

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > 必要事項入力 > 計算結果確認

取得形態等の入力

データで交付された住宅借入金等特別控除証明書の入力

税務署から交付された年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書「xmlデータ」（拡張子が[.xml]のもの）を取り込んで自動計算しますか。

住宅の取得形態等の選択

ご自身に当てはまるものを選択してください。

- 住宅の新築又は土地付きの新築住宅を購入した
- 住宅の敷地となる土地を借入金等により購入した後で住宅を新築した
- 中古住宅を購入した
- 住宅の増改築等をした
- 転勤命令などにより住宅を居住の用に供しなくなった後、再び居住の用に供した
- 控除額の計算が済んでいる

住宅に居住を始めた年月日の入力

年
 月
 日

- ①住宅の取得形態で該当するものを選択
- ②居住開始日を入力

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(6) 住宅借入金等特別控除の入力③

- 取得した住宅に関する質問に回答します。

質問	回答
1 住宅はマンションなどの区分所有建物ですか？	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
2 土地を借入金等により購入しましたか？	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
3 住宅に事業用等で使用している部分がありますか？ 住宅を全て居住用として使用している場合は「いいえ」を選択してください。	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
4 土地に事業用等で使用している部分がありますか？ 土地を全て居住用として使用している場合は「いいえ」を選択してください。	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
5 住宅は共有名義ですか？ 登記事項証明書に共有持分が記載されている場合は「はい」を選択してください。 → 登記事項証明書の見方はこちら	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
6 土地は共有名義ですか？ 登記事項証明書に共有持分が記載されている場合は「はい」を選択してください。 → 登記事項証明書の見方はこちら	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
7 住宅や土地の取得に関し補助金等の交付を受けていますか？ 補助金等には、すまい給付金や地方公共団体などから交付されるものが該当します。 <input type="checkbox"/> すまい給付金の詳細はこちら	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
8 住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けていますか？ 「住宅取得等資金の贈与税の非課税」 又は 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」 の適用がある場合は「はい」を選択してください。	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
9 翌年分以降に年末調整又は確定申告でこの控除を受ける際に利用する書類が必要ですか？ <input type="checkbox"/> この書類を利用して年末調整又は確定申告でこの控除を受ける方法はこちら	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(7) 住宅借入金等の入力方法①

- 住宅の取得価格や床面積を入力します。

取得対価の額を入力してください（売買契約書などに記載されています）。

消費税の記載がある場合、税込みの金額を入力してください。

円

取得対価の額は、売買契約書などを参照して入力します。

取得対価の額に含まれる消費税及び地方消費税額の合計額の全額が、8%の税率により計算されたものですか？

はい

いいえ

床面積は、登記事項証明書の記載内容を参照して入力します。

取得対価の額に含まれる消費税及び

はい

いいえ

消費税額及び地方消費税額の合計額

円

床面積を小数点第2位まで入力して

m²

登記事項証明書

表題部	(主である建物の表示)		項製									
所在図番号	[空白]		登記事項証明書に記載された									
所在	東京都千代田区〇〇三丁目〇番〇〇号		住宅の床面積の合計を入力します。									
家屋番号	256番2		見本の場合、98.53m ² となります。									
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】									
居宅	木造スレートぶき3階建	<table border="1"> <tr> <td>1階</td> <td>31</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>37</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td>29</td> <td>81</td> </tr> </table>	1階	31	46	2階	37	26	3階	29	81	令和1年6月11日 新築 〔令和1年6月13日〕
1階	31	46										
2階	37	26										
3階	29	81										
所有者	東京都千代田区〇〇二丁目〇番〇〇号 国税 太郎											

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(7) 住宅借入金等の入力方法②

- 住宅ローンの年末残高等を「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を見て入力します。

年末残高証明書の入力

①住宅借入金等の内訳
 住宅のみ 土地等のみ 住宅及び土地等

②年末残高
 円

③当初金額
 円

④摘要欄に連帯債務者の記載がありますか？

住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	氏名
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ 3 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	当初金額	年 月 日
償還期間（一括払期間）	年 月 日から	年 月 日まで
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額 (納税)	④	

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、年 月 日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同法第5項に規定する新築改修住宅借入金等の金額又は同法第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

(住宅借入金に係る債権者等)
所在地
名称
(事業免許番号)

◎ この証明書は、家屋の新築、購入又は増改築等をして、その家屋に入居し又は増改築等をした部分を居住の用に供した人で、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けることのできる人が、その控除を受ける場合に、税務署又は給付の支払者に提出するためのものです。

<参考> 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

平成21年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した方のうち、所得税の額から控除されなかった住宅借入金等特別税額控除額(特定増改築等に係るものを除きます。)がある方については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります。
詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(7) 住宅借入金等の入力方法③

- 対象となる住宅や適用を受けるための条件を確認して適用を受ける控除を選択します。

控除の種類	住宅借入金等特別控除	認定長期優良住宅の場合 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例	認定低炭素住宅の場合 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例
控除期間	13年間	13年間	13年間
本年分の控除額	191,200円	191,200円	191,200円
適用を受けるための条件		この特例を適用するためには、以下の書類が必要です。 お持ちでない場合は、「住宅借入金等特別控除」が適用されます。	この特例を適用するためには、以下の書類が必要です。 お持ちでない場合は、「住宅借入金等特別控除」が適用されます。

適用を受ける控除の選択

- 住宅借入金等特別控除
- （認定長期優良住宅に該当）認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例
- （認定低炭素住宅に該当）認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(8) 入力内容の確認

- 入力した情報をもとに控除額が自動計算されます。これまでの入力内容を確認します。

入力内容の確認

入力された内容は以下のとおりです。訂正がある場合は【入力した内容を訂正】ボタンをクリックしてください。

入力された内容から計算した控除額は、 **191,200円** となります。

住宅の取得形態等

住宅の新築又は土地付きの新築住宅を購入した

借入金等に関する事項

	住宅借入金等の内訳	年末残高	当初金額
1	住宅及び土地等	19,120,347円	20,000,000円

適用を受けることとした控除の種類

住宅借入金等特別控除（13年間）

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(9) 計算結果の確認

- 自動計算される還付金額を確認します。

計算結果確認

還付される金額は、 **101,300 円** です。

申告書様式で入力内容の確認や修正が可能

計算結果確認

還付される金額は、 **101,300 円** です。

これまでに入力された内容から申告書様式で計算結果を表示しています。確認を終えられたら、画面下の「次へ」ボタンをクリックしてください。

収入金額等

事業	区分	金額
営業等	(ア)	
	(イ)	
不動産	(ウ)	
利子	(エ)	
配当	(オ)	
給与	(カ)	6,000,000
	(キ)	
	区分	

税金の計算（税額控除等）

課税される所得金額 ((12)-(29))又は第三表	(30)	1,968,000
上の(30)に対する税額 又は第三表(91)	(31)	99,300
配当控除	(32)	
投資税額等控除	区分 (33)	
(特定増改築等) 住宅借入金等 特別控除	区分1 区分2 (34)	191,200
政党等寄附金等特別控除	(35)~ (37)	

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(10) 住民税に関する入力

- 住民税等に関する事項に回答して詳細情報を入力します。

住民税等入力

以下の項目について入力が必要な方は、「住民税に関する事項」をクリックし、入力してください。

住民税に関する事項

- 1 給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある方の住民税の徴収方法の選択
- 2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目
 - 該当する
 - 該当しない
- 3 別居の配偶者・親族がいる方の入力項目
 - 該当する
 - 該当しない

住民税に関する事項の入力

1 給与・公的年金等以外の所得がある方の入力項目 ?

・給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

特別徴収
 自分で納付

2 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目 ?

扶養親族の氏名 (全角10文字以内)	続柄 (全角5文字以内)	生年月日	国外居住親族	年末調整済み	別居の該当
住宅 一郎	子	平成 18 年 10 月 1 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

8. インターネットでの申告書の作成・提出（抜粋）

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(11) 住所・氏名等の入力

- 受取方法の選択（還付金振込口座など）や住所・氏名などの入力を行います。

受取方法の選択 必須

（申告される方ご本人名義の口座に限ります。）。

場合があります。

- ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み
- ゆうちょ銀行への振込み
- ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

銀行・信用金庫等の預金口座への振込みを希望する場合

金融機関名等	(全角15文字以内)		
	<input type="text" value="ひまわり"/>	<input type="text" value="銀行"/>	<input type="button" value="▼"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関名等の入力方法		
	一部のインターネット専用銀行には還付金の振込みができません。 振込みの可否については、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。		
本支店名	(全角14文字以内)		
	<input type="text"/>	<input type="text" value="本店"/>	<input type="button" value="▼"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 本支店名等の入力方法		
預金種類		<input type="text" value="普通"/>	<input type="button" value="▼"/>
口座番号	(半角数字7桁)	<input type="text" value="1234567"/>	

住所・氏名等の入力

住所又は居所

郵便番号 -

都道府県 市区町村

郵便番号から検索できなかった方は、こちらから都道府県や市区町村を選択してください。

町名・番地 (都道府県市区町村と合計で全角28文字以内)

建物名・号室 (全角28文字以内)

令和3年1月1日の住所

令和3年1月1日の住所は上記と同じですか？

はい いいえ

申告書を提出する税務署

提出年月日 年 月 日

提出時に学習しても差し支えありません。

氏名等

氏名(漢字) 姓 (全角10文字以内) 名 (全角10文字以内)

フリガナ 姓 名

電話番号 (半角数字合計14桁以内) - -

連絡先区分

世帯主の氏名 [ご自身が世帯主](#)

[ご家族が世帯主](#)

氏名 (全角10文字以内)

フリガナ 姓 名

世帯主からみた続柄 (全角5文字以内)

9. 住宅ローン控除適用のための確定申告書類作成手順

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(1) 「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」作成①

用紙見本

< 一面 >

< 二面 >

令和 〇2 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA 4 0 2 2

この明細書の書き方については、控除の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

1 住所及び氏名

住所	郵便番号	整理番号
電話番号		

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

新築開始年月日	完成した年月日	土地等に関する事項

3 増改築等をした部分に係る事項

増改築等をした年月日	増改築等の費用の額

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課せらるべき消費税額等に関する事項

課税区分	取得対価等の額
① 8%	
② 10%	

5 家屋や土地等の取得対価の額

取得対価の額	家屋	土地等	合計	増改築等
①				
②				
③				
④				

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

年末残高	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	増改築等
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				
⑪				

7 特定の増改築等に係る事項

特定増改築等に係る事項	費用の額
⑫ 高齢者等居住用特別措置法による増改築等に係る費用	
⑬ 特定増改築工事等に係る費用	
⑭ 特定多世帯同居改修工事等に係る費用	
⑮ 特定増改築工事等に係る費用	
⑯ 特定増改築工事等に係る費用	
⑰ 特定増改築工事等に係る費用	
⑱ 特定増改築工事等に係る費用	
⑲ 特定増改築工事等に係る費用	

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

9 控除証明書の交付を要しない場合

※ 控除証明書の交付を要しない場合は、右の欄に「○」を記入してください。

令和〇2年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

番号	居住用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	備考
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場合を除きます。)	$(\text{借入額} - \text{返済額}) \times 0.01 - 20$	0.00	
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場	$(\text{借入額} - \text{返済額}) \times 0.004 - 20$	0.00	
3	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場	$(\text{借入額} - \text{返済額}) \times 0.01 - 20$	0.00	
4	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場	$(\text{借入額} - \text{返済額}) \times 0.01 - 20$	0.00	
5	高齢者等居住用特別措置法による増改築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場	$(\text{借入額} - \text{返済額}) \times 0.01 - 20$	0.00	
6	認定住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場	$(\text{借入額} - \text{返済額}) \times 0.01 - 20$	0.00	
7	多世帯同居改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場	$(\text{借入額} - \text{返済額}) \times 0.012 - 20$	0.00	
8	復興特別法の住宅の取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場	$(\text{借入額} - \text{返済額}) \times 0.012 - 20$	0.00	

※ ① 算式の欄を二面の①欄に転記します。
 ※ 2 ②欄の括弧内の金額は、居住用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
 ※ 3 (特別)特定増改築とは、家屋の取得対価の額に増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課せらるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は復興特別法の重複適用の特例を受ける場合には、次の②欄に記載します。

○ 同一の住宅の取得等又は住宅の増改築等がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住用に供した場)を作成します。

その作成した各明細書の②欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の②欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(②)の金額の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)	00
復興特別法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(②)の金額の合計額を記載します。	00

※ ②欄の金額を一面の②欄に転記します。

9. 住宅ローン控除適用のための確定申告書類作成手順

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(1) 「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」作成③

<一面>

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 10% 税率が10%の場合に④、⑤に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額) 円 **10%を選択して消費税額を記入**

5 家屋や土地等の取得対価の額

	①	②	③	④
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(②、③、④) × ①	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
※共有でない場合は、②、③、④を書きください。	220000000	100000000	320000000	<input type="text"/>
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
あなたの持分に係る取得対価の額等 (② - ③)	220000000	100000000	320000000	<input type="text"/>

共有の場合のみ
贈与の特例に該当する場合のみ記入

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑤ 住宅	⑥ 住宅及び土地等	⑦ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	<input type="text"/>	19120347	<input type="text"/>
他に連帯債務者がいる場合は申告者の負担割合を記入	<input type="text"/>	10000	<input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高 (付表)の⑩の金額 ※連帯債務がない場合は、⑤の金額を書きます。	<input type="text"/>	19120347	<input type="text"/>
④と⑦のいずれか少ない方の金額	<input type="text"/>	19120347	<input type="text"/>
居住用割合 ※90%以上である場合は、100.0%と書きます。	<input type="text"/>	100	<input type="text"/>
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑧ × ⑨)	<input type="text"/>	19120347	<input type="text"/>
住宅借入金等の年末残高 ※ ⑪の金額を二面	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
借入金の年末残高の合計額を⑪欄に記入	<input type="text"/>	<input type="text"/>	19120347

借入金の内訳を確認
「年末残高」を転記
借入金の年末残高の合計額を⑪欄に記入

9. 住宅ローン控除適用のための確定申告書類作成手順

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(1) 「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」作成④

<二面>

令和02年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名 住宅 太郎

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。	一面の⑪を転記	⑪	19,120,347	円
----------------------------------	---------	---	------------	---

番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場合を除く)	⑪ × 0.01 =	⑫	4	認定住宅の新築等	⑪ × 0.01 =	⑬	
	平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合		191,200		平成26年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑬	00
	平成25年中に居住の用に供した場合		00		平成25年中に居住の用に供した場合		⑬	00
	平成24年中に居住の用に供した場合		00		平成24年中に居住の用に供した場合		⑬	00
2	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場合を除く)	⑪ × 0.01 =	⑫	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除	⑪ × 0.01 =	⑭	
	平成20年中に居住の用に供した場合		00		平成28年1月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑭	00

⑪ × 0.01の金額を記入（100円未満切捨て）
→ この金額が住宅ローン控除の控除額となります

該当する住宅と居住開始年月日から記入欄を選択
(一般住宅で令和2年に入居した場合は番号1に記入)

該当する番号と⑫の金額を一面「8（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄に転記

二面
提
○
二面は一面と一
終

9. 住宅ローン控除適用のための確定申告書類作成手順

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(1) 「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」作成⑤

二面の該当する番号及び金額を転記

<一面>

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

	番号	1	⑳	1	9	1	2	0	0	0	0	円
--	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家屋:1 増改築等:2	㊸又は㊹の金額 (10%に係る部分のみ)	㊸	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	円	重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の㊺の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例		㊺ <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	円
	○	□	㊺ ④の㊻又は ④の㊼の金額 (10%に係る部分のみ)	㊺	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	円		○	○	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	円	

9 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。

整理欄	□	登家	登土	契家	契土	残	確	証	認定	付	□	仮	A	B	C		
							住民				台帳番号 一連番号						

控除証明書の交付が不要な場合のみ記入

9. 住宅ローン控除適用のための確定申告書類作成手順

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(2) 確定申告書の作成①

用紙見本

<第一表>

令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A (FA2000)

住所 (又は居所) 個人番号 フリガナ 氏名 世帯主の氏名 世帯主の続柄 令和〇年1月1日の住所 生年月日 電話番号 住宅・勤務先・選挙番号 整理番号

第一表 (令和2年分以降適用)

収入金額等 (単位は円)

給与	①	②	課税される所得金額 (① - ②)	000
公的年金等	③	④	上の③に対する税額	
雑所得	⑤	⑥	配当控除	
その他	⑦	⑧	住宅ローン控除	00
配当	⑨	⑩	政治等寄附金等特別控除	
一時	⑪	⑫	住宅耐震改修特別控除等	
所得金額等	⑬	⑭	災害減免額	
給与	⑮	⑯	復興特別所得税 (⑬ × 2.1%)	
公的年金等	⑰	⑱	所得税及び復興特別所得税の税 (⑬ + ⑭)	
雑所得	⑲	⑳	外国税額控除等	
その他	㉑	㉒	源泉徴収税額	
配当	㉓	㉔	申告納税額 (納める税金)	00
一時	㉕	㉖	源泉徴収税額	
合計 (⑬+⑰+⑲+㉓+㉕)	㉗	㉘	公的年金等以外の合計所得金額	
社会保険料控除	㉙	㉚	配偶者の合計所得金額	
小規模企業共済等掛金控除	㉛	㉜	雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	
生命保険料控除	㉝	㉞	申告期限までに納付する金額	00
地震保険料控除	㉟	㊱	延納届出額	000
医療、ひきこもり控除	㊲	㊳		
勤労学生・障害者控除	㊴	㊵		
扶養控除	㊶	㊷		
基礎控除	㊸	㊹		
合計 (㉗から㊹までの計)	㊺	㊻		
雑損控除	㊼	㊽		
医療費控除	㊾	㊿		
寄附金控除	㋀	㋁		
合計 (㊺+㊼+㊾+㋀)	㋂	㋃		

所得から差し引かれる金額

納税額

区別番号 A B C D E F G H I J K

住所 市区町村 番地 丁目 番 号 住居番号

<第二表>

令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A (FA2100)

住所 フリガナ 氏名

第二表 (令和2年分以降適用)

保険料控除等に関する事項 (⑨~⑲)

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
社会保険料控除	円	円
生命保険料控除	円	円
地震保険料控除	円	円
合計	円	円

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	額	収入金額	源泉徴収税額
給与	給与	円	円	円
公的年金等	公的年金等	円	円	円
雑所得	雑所得	円	円	円
その他	その他	円	円	円
合計		円	円	円

一時所得に関する事項 (7)

収入金額	支出金額	差し引く金額
円	円	円

本人に関する事項 (13~16)

寄附金控除に関する事項 (24)

配偶者や親族に関する事項 (15~19)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	職業者	国外居住	住民税	その他
氏名	個人番号	続柄	生年月日	職業者	国外居住	住民税	その他

住民税に関する事項

| 住民税 | 課税標準 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 住民税 | 課税標準 |

上記の配偶者・親族のうち氏名・住所を記入してください。

9. 住宅ローン控除適用のための確定申告書類作成手順

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(2) 確定申告書の作成②

～源泉徴収票の確認～

令和2年分 給与所得の源泉徴収票													
支払 を受け	住所又は 事業所	〇〇県〇〇市〇〇町×-×-×										(受給者番号)	
		(個人番号)		1	2	3	4	2	3	4	5	3	4
(役職名)													
氏名		(フリガナ) ジュウタクタロウ 住宅 太郎											
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額				源泉徴収税額					
給料・賞与	6 000 000	4 360 000		2 391 260				101 300					
(源泉)控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数を除く。)		16歳未満扶養親族の数				障害者の数を除く。)					
老人	特別の額	特別の老人		その他				その他					
有	従有	千円	円	人	従人	人	従人	人	従人	人	従人	人	従人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額					
千円		千円		千円				千円					
(摘要)													

A～Dの金額を
確定申告書第一表に転記

A

B

C

D

9. 住宅ローン控除適用のための確定申告書類作成手順

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(2) 確定申告書の作成⑤

～課税対象額と所得税額の計算～

4,360,000・・・⑧
- 2,391,260・・・⑫
1,968,740
1,968,000
1,000円未満を切捨て

⑫ 所得税額の計算

課税される所得金額⑫ 税率 控除額 所得税額
 $1,968,000 \times 10\% - 97,500 = 99,300$

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

収入金額等	給与	①	6000000	税	課税される所得金額 (⑧-⑫)	⑬	1968000
	公的年金等	②			上の⑬に対する税額	⑭	99300
	雑業務	③			配当控除	⑮	
	その他	④			政党等寄附金等特別控除	⑯	
	配当	⑤			住宅耐震改修特別控除等	⑰	
	一時	⑥			雑所得・一時所得の源泉徴収税額	⑱	00
	給与	①	4360000		所得税及び復興特別所得税の額 (⑭+⑮)	⑲	
	公的年金等	②			外国税額控除等	⑳	
	雑業務	③			源泉徴収税額	㉑	101300
	その他	④			申告納税額	㉒	00
②から④までの計	⑤		還付される税	㉓			
配当	⑥		公的年金等以外の合計所得金額	㉔			
一時	⑦		配偶者の合計所得金額	㉕			
合計 (①+⑤+⑥+⑦)	⑧	4360000	雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	㉖			
所得金額等	社会保険料控除	⑨		その他	未納付の源泉徴収税額	㉗	
	小規模企業共済等掛金控除	⑩			申告期限までに納付する金額	㉘	00
	生命保険料控除	⑪			延納届出額	㉙	0000
	地震保険料控除	⑫			還受付けられる場合の所		
	寡婦、ひとり親控除	⑬	0000		郵便局名等		
	勤労学生、障害者控除	⑭	0000		口座番号		
	配偶者(特別)控除	⑮	0000		基礎控除	㉚	2391260
	扶養控除	⑯	0000		雑損控除	㉛	
	基礎控除	⑰	0000		医療費控除	㉜	
	⑨から⑰までの計	⑱	2391260		寄附金控除	㉝	
雑損控除	⑲		合計 (⑱+⑲+⑳+㉞)	㉞	2391260		
医療費控除	⑳						
寄附金控除	㉑						

(以降用)

⑲・⑳・㉑又は㉒の記入をお忘れなく。

9. 住宅ローン控除適用のための確定申告書類作成手順

当資料に登載の画面・申告書等用紙見本は令和2年分のものであるため、令和3年分の確定申告書作成時には一部変更されている可能性があります。

(3) 確定申告書の添付書類

年分の所得税及びの確定申告書添付書類台紙
復興特別所得税

住所
フリガナ
氏名

① のりしろ

本人確認書類(写)

※ 申告書を提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

(表面) (裏面)

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「I 番号確認書類」の写しと「II 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

I 番号確認書類
(ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し)
・通知カード
(現在の氏名・住所等が記載されている場合に限り。)
・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限り。)

II 身元確認書類
(記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し)
・運転免許証
・パスポート
・身体障害者手帳
・在留カード
・公的医療保険の被保険者証
(写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を覆元できない程度に塗り潰してください。)

などのうちいずれか1つ

○ 申告に当たっては、上記①及び裏面の②からの書類(該当するものに限り。など)を、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください。



貼付して提出



令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者
住所又は居所
〇〇県〇〇市〇〇町×-×-×

(受給者番号)
(個人番号) 1 2 3 4 2 3 4 5 3 4 5 6
(役職名)
氏名 (フリガナ) ジュウタクトラウ
住宅 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 6 000 千 000 円	4 360 千 000 円	2 391 千 260 円	101 千 300 円

(源泉)控除対象配偶者の有無等
控除対象扶養親族の数の有無等
16歳未満扶養親族の数の有無等
障害者の数の有無等
非居住者である親族の数の有無等

社会保険料等の金額
生命保険料の控除額
地震保険料の控除額
住宅借入金等特別控除の額

(摘要)

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入れ等をしている者
住所
〇〇県〇〇市〇〇町×-×-×

氏名
住宅 太郎

住宅借入金等の内訳
1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等

住宅借入金等の金額
年末残高 19,120,347円
当初金額 2020年1月1日 20,000,000円

償還期間又は賦払期間
2020年1月から2020年1月まで

居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額 円

